

主な用語の定義

「常用労働者」

次の①又は②のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1 か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「パートタイム労働者」

1 日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者より短い者、又は1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1 週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「所定労働時間」

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを当該企業の所定労働時間とし、変形労働時間制を採用している場合は、期間内で平均したものを当該企業の所定労働時間とした。

「年間休日総数」

企業1 年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた週休日（日曜日、土曜日などの会社指定の休日）及び週休日以外の休日（国民の祝日・休日、年末年始、夏季休暇、会社記念日などで会社の休日とされている日）をいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

「年次有給休暇の計画的付与制度」

労使協定により前もって休暇取得日を割り振る制度をいう。

「変形労働時間制」

一定の期間内で週 40 時間、1 日 8 時間の労働時間の原則に対して例外を認める制度で、「1 年単位の変形労働時間制」、「1 か月単位の変形労働時間制」、「1 週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」をいう。

「みなし労働時間制」

特定の事情により労働時間の算定が困難又は通常と同じ算定方法が適切でない場合、労使協定等により定めた時間を労働したものとみなす以下の（ア）～（ウ）の制度をいう。

（ア）「事業場外みなし労働時間制」

外勤の営業社員など、事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な業務を遂行する場合に、所定労働時間、又は労使協定等により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

（イ）「専門業務型裁量労働制」

研究開発など、その業務の性質上その遂行の方法や時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難として定められている業務に就かせた場合に、あらかじめ定めた時間労働したものとみなすことを労使協定により定める制度をいう。

（ウ）「企画業務型裁量労働制」

事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度をいう。

「勤務間インターバル制度」

労働者の健康確保などを目的として、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔を一定時間以上空ける制度をいう。なお、実際の終業時刻から始業時刻までの具体的な時間数を定めていない場合は、該当しない。

「中小企業該当区分」

労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となっていた中小企業に該当するか否かの区分をいう。

(参考) 労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業の範囲

業種	資本金の額 又は 出資の総額	又は	常時使用する 労働者数(※)
小 売 業	5,000万円以下		50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下		100人以下
卸 売 業	1億円以下		100人以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(例) 製造業(左表「上記以外の業種」)の場合

資本金	労働者数	中小企業 又は 大企業
1億円	100人	中小企業
1億円	500人	中小企業
5億円	100人	中小企業
5億円	500人	大企業

※常時使用する労働者数は、常態として使用される労働者数であり、臨時的に雇い入れた場合や、臨時的に欠員を生じた場合については、常時使用する労働者数に変動が生じたものとししない。パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合でなければ、常時使用する労働者数に含む。

「時間外労働」

法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させることをいう。

「時間外労働の割増賃金率」

時間外労働の割増賃金率は、25%以上(1か月60時間を超える時間外労働に係るものを除く)とされている。(労働基準法第37条第1項)

「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率」

月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上とされている。

なお、中小企業については適用が猶予されていたが、令和5年4月1日から適用になった。

「貯蓄制度」

企業の援助(奨励金の支給、利子補給など)のもとに従業員が自己の資産形成のため、企業・金融機関等へ金銭を積立てる制度をいう。したがって、企業が関与しない従業員個人で行う貯蓄及び共済会、親睦会、互助会等への積立制度は含まない。

(ア)「勤労者財産形成貯蓄(一般財形貯蓄)」

勤労者財産形成促進法第6条第1項に基づく従業員の貯蓄制度をいう。

(イ)「勤労者財産形成貯蓄(財形年金貯蓄)」

勤労者財産形成促進法第6条第2項に基づく従業員の年金貯蓄制度をいう。

(ウ)「勤労者財産形成住宅貯蓄(財形住宅貯蓄)」

勤労者財産形成促進法第6条第4項に基づく従業員の住宅貯蓄制度をいう。

(エ)「社内預金」

企業が従業員の委託を受けて、貯蓄金を管理する制度をいう。一般的には労働基準法第18条及び船員法第34条に基づく預金制度をいう。

（オ）「その他の貯蓄制度」

（ア）～（エ）以外の貯蓄制度をいう。

「住宅資金融資制度」

企業が従業員に対して家屋・土地等の取得のための資金を融資する制度（独立行政法人勤労者退職金共済機構からの転貸融資を含む。）及び企業と金融機関との提携により、自社の従業員が一般の住宅ローンよりも有利な条件（低利、簡便、企業が人的・物的担保を提供するなど）で、金融機関から融資を受ける制度をいう。